

## 北広島市個人情報保護法施行条例(骨子案)へのご意見をお寄せください。

北広島市総務部行政管理課

### 1 背景及び目的

これまで、個人情報保護制度は、主体により別々の法令等を適用していました。

- ・民間事業者 ⇒ 個人情報保護法
- ・国の行政機関 ⇒ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・独立行政法人等 ⇒ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・地方公共団体等 ⇒ 各個人情報保護条例等(当市は北広島市個人情報保護条例)

令和3年5月、個人情報の保護に関する法律の改正(以下「改正法」といいます。)を受け、当該改正法が、民間・国・市町村等、全国共通のルールとして示されました。

令和5年4月以降、改正法は、北広島市を含む全国の市町村等にも共通のルールとして直接適用する為、当市の個人情報保護制度も、改正法の規定により取扱うこととなります。ただし、改正法の中で、一部、条例に委任された事項がある為、現在の「北広島市個人情報保護条例」を「北広島市個人情報保護法施行条例」に改正し、改正法で委任された事項を規定することとなります。

つきましては、北広島市市民参加条例に係るパブリックコメント実施要領に基づき、以下「北広島市個人情報保護法施行条例(骨子案)」へのご意見をお聞かせください。

### 2 北広島市個人情報保護法施行条例(骨子案)

この条例は、改正法で委任された事項のみを補足的に定めるものです。

#### (1) 開示請求における手数料

改正法では、政令により、開示請求1件当たりの手数料を徴収することとされていますが、地方公共団体に対し、「開示請求をする場合については、手数料額を当該地方公共団体の条例で定める(手数料を無料とすることを含む。)こと」とされています。

本市においては、これまで、手数料は無料とし、写しの交付に係るコピー代等のみ請求者の実費負担としており、今後も同様の取扱いとなるよう、規定を設けます。

#### (2) 開示決定等の期限

改正法では、開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならないとされていますが、「地方公共団体が条例で定めることにより、開示決定等の期限を30日より短くすることができる」とされています。

本市においては、これまで、開示決定等の期限を「開示請求があった翌日から14日以内」としており、今後も同様の取扱いとなるよう、規定を設けます。

### (3) 北広島市情報公開・個人情報保護審査会への諮問

改正法では、「条例で定めることにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く必要があるときは、審査会に諮問することができる」とされており、今後も必要な事項を諮問可能な取扱いとなるよう、規定を設けます。

ただし、これまで諮問事項としていた「収集等の制限」や「オンライン結合の制限」については、改正法において、諮問することが許容されない内容となっており、諮問事項から除外されます。

※上記「2 (1) ～ (3)」に係る現条例と本条例（骨子案）の比較イメージ

No	事項	現条例	本条例（骨子案）
(1)	開示請求における手数料	無料（コピー代等の実費負担はあり）	これまで同様の取扱い
(2)	開示決定等の期限	開示請求の翌日から14日以内	これまで同様の取扱い
(3)	北広島市情報公開・個人情報保護審査会への諮問	①個人情報保護制度の運営に係る重要事項 ②収集等の制限 ③オンライン結合	①これまで同様の取扱い ②③は、改正法において、諮問することが許容されない内容となり、諮問事項から除外

### 3 主なスケジュール

- ・R4. 7月 パブリックコメントの募集
- ・R4. 8月 情報公開・個人情報保護審査会への諮問・答申
- ・R4. 9月 パブリックコメントの回答
- ・R4. 10～11月 法規審査委員会
- ・R4. 12月 議会提案
- ・R4. 1～3月 HP等による周知
- ・R5. 4月 改正条例施行